

加古川市業務委託等に係る契約に関する事項の公表(随意契約)

主管課名	名称	契約業者名	契約金額 (単位:円)	契約日	契約の相手方を選定した理由
環境第1課	燃やすごみ収集及び運搬の業務委託(C地区)	有限会社平山商店	255,816,000	令和6年1月4日	(地方自治法施行令167条の2第1項第8号) 令和5年12月14日に8者で指名競争入札を行ったが、4者辞退、4者予定価格超過により不調となったため、最安値を提示した有限会社平山商店と随意契約を行う。
教育総務課	加古川市立鳩里小学校水泳授業指導業務委託	コナミスポーツ株式会社	11,976,525	令和6年1月26日	(地方自治法施行令167条の2第1項第2号) 本業務は、民間事業者が保有する屋内プール施設を利用して児童が学校の水泳授業を受けるものである。そのため、実施対象校の時間割への影響や入水時間を考慮し学校から施設までの移動時間が20分以内であることを条件としている。また、児童の安全性、衛生的な環境面が確保できることや、学習指導要領に沿った指導ができることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、随意契約を行う。
教育総務課	加古川市立尾上小学校水泳授業指導業務委託	コナミスポーツ株式会社	9,617,654	令和6年1月26日	(地方自治法施行令167条の2第1項第2号) 本業務は、民間事業者が保有する屋内プール施設を利用して児童が学校の水泳授業を受けるものである。そのため、実施対象校の時間割への影響や入水時間を考慮し学校から施設までの移動時間が20分以内であることを条件としている。また、児童の安全性、衛生的な環境面が確保できることや、学習指導要領に沿った指導ができることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、随意契約を行う。
教育総務課	加古川市立氷丘南小学校水泳授業指導業務委託	コナミスポーツ株式会社	10,232,486	令和6年1月26日	(地方自治法施行令167条の2第1項第2号) 本業務は、民間事業者が保有する屋内プール施設を利用して児童が学校の水泳授業を受けるものである。そのため、実施対象校の時間割への影響や入水時間を考慮し学校から施設までの移動時間が20分以内であることを条件としている。また、児童の安全性、衛生的な環境面が確保できることや、学習指導要領に沿った指導ができることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、随意契約を行う。
教育総務課	加古川市立平岡小学校水泳授業指導業務委託	コナミスポーツ株式会社	6,779,976	令和6年1月26日	(地方自治法施行令167条の2第1項第2号) 本業務は、民間事業者が保有する屋内プール施設を利用して児童が学校の水泳授業を受けるものである。そのため、実施対象校の時間割への影響や入水時間を考慮し学校から施設までの移動時間が20分以内であることを条件としている。また、児童の安全性、衛生的な環境面が確保できることや、学習指導要領に沿った指導ができることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、随意契約を行う。
教育総務課	加古川市立平岡北小学校水泳授業指導業務委託	株式会社高砂フィットネスクラブ エルポート	6,501,000	令和6年1月26日	(地方自治法施行令167条の2第1項第2号) 本業務は、民間事業者が保有する屋内プール施設を利用して児童が学校の水泳授業を受けるものである。そのため、実施対象校の時間割への影響や入水時間を考慮し学校から施設までの移動時間が20分以内であることを条件としている。また、児童の安全性、衛生的な環境面が確保できることや、学習指導要領に沿った指導ができることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、随意契約を行う。